

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成24年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成25年3月28日

長野県監査委員	吉澤直亮
同	田口敏子
同	上野紘志
同	風間辰一

（別紙）

監査委員事務局

平成24年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

【監査の結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	指摘事項	措置状況	課所名
収入事務 1件	1 その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		
	平成22年4月から平成25年3月までの自動販売機2台の行政財産貸付けに係る管理経費（電気料金）について、平成23年4月から平成24年8月までの調定・収入の事務処理を怠り、118,773円の徴収漏れが生じた。	指摘事項を厳粛に受け止め、以下のとおり徴収漏れの対応を行うとともに、再発防止に取り組み、今後はこのような事態を招かないよう適正な事務処理に努めます。 (1) 管理経費徴収漏れ118,773円については、平成24年10月に徴収しました。 (2) 再発防止として、県費電気料支出命令確認の際に、管理経費の調定確認を同時に行うこととしました。	北部高等学校
契約事務 1件	1 その他契約に関する事務処理が適切でないもの		
	公用車燃料の単価契約の変更を、決裁を受けることなく口頭で行い、これに起因して、平成23年5月分の燃料代129,050円を、決議を受けることなく支払うなど、不適正な事務処理を行っていた。	指摘事項を厳粛に受け止め、今後はこのような事態を招かないよう、定期的に担当業務の課題や問題点を協議できる場を設けるとともに、事務分担の垣根を越えた対応ができる体制を構築しています。 また、管理監督者及び総務課職員全員が業務の進捗状況を確認できる体制をつくり、支出の適正化に努めています。 (1) 公用車の燃料代等、毎月の定期的な支出について処理確認用の一覧表を共有ファイルに作成し、各担当者が処理の経過を記録、係長及び係員が随時確認して進捗管理の徹底を図っています。 (2) 支払登録入力用のパスワード管理を徹底し、出納員自ら支払登録を行っています。	安曇野建設事務所

支出事務 3件	1 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 発達障害支援専門員配置事業の2件の委託契約において、概算払額が事業の確定額を上回っていたため、精算時に戻入処理が必要であったにもかかわらず、当該処理を怠り、計1,767,326円の過払が生じた。	1,767,326円の過払金について、委託先から1件は平成24年6月29日、もう1件は平成24年7月2日付けで過年度返納金として収納されております。 補助金・委託料等の事務処理が適正に行われるよう職員に周知徹底し、事業担当者と経理担当者のダブルチェックの徹底を図りました。	特別支援教育課
	(2) 犬舎の冷媒ガス漏れ修理経費20,685円について、事務担当者が自費により支払っていた。 また、支払期限を経過したものが15件、766,270円あるなど、不適正な事務処理を行っていた。	指摘事項を厳粛に受け止め、以下のとおり再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めています。 (1) 請求書類を1か所に集めると共に、支出事務進捗状況確認表により、総務課員による複数チェック体制をとっています。 (2) 毎日の朝会において、当日又はその週に処理する業務について、指示又は進捗状況の検証を行うことにより、業務処理の遅延防止を図っています。	飯田保健福祉事務所

支出事務	<p>(3) 臨時的任用職員の社会保険料の納付について、本人負担分保険料の徴収を怠り自費で立替納付がなされ、これに起因する納付遅延により延滞金1,600円が生ずる不適正な事務処理を行っていた。</p> <p>また、混合ガソリン購入代金の支払について、平成23年6月及び8月の2回分の納品書や請求書を紛失してしまい、7,602円の支払が年度末まで遅延するなど、不適正な事務処理を行っていた。</p>	<p>指摘事項を厳粛に受け止め、今後はこのような事態を招かないよう、定期的に担当業務の課題や問題点を協議できる場を設けるとともに、事務分担の垣根を越えた対応ができる体制を構築しています。</p> <p>また、管理監督者及び総務課職員全員が業務の進捗状況を確認できる体制をつくり、収入・支出の適正化に努めています。</p> <p>(1) 毎月定期的に行う臨時的任用職員の社会保険料等に係る調定や納付などについて処理確認用の一覧表を共有ファイルに作成し、各担当者が処理の経過を記録、係長及び係員が随時確認して進捗管理の徹底を図っています。</p> <p>(2) 混合ガソリン等の物品購入及び支払に当たっては、予算管理担当課による予算管理と支払事務担当者との突合等複数のチェック体制により支払事務の適正化に努めています。</p>	安曇野建設事務所
補助金事務1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>健康増進事業費補助金の執行に当たり、補助事業者からの所要額の的確な把握等を怠り、補正予算要求を行わなかったことにより34,891,000円の予算不足を生じさせた。結果的には、他の事業費から流用することにより所要額を交付したものの、年度末の予算執行に混乱を招いた。また、国庫補助金19,167,000円の交付を受けることができなかった。</p>	<p>補助金等の事務処理手続について、係長と係員との面談により、業務の進捗状況を点検するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>引き続き、定期的な点検等を通じて、所属内の情報共有を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	健康長寿課

平成24年度定期監査報告（一般会計・特別会計）

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく処理状況の内容】

分類	指導事項	処理状況	課所名
収入事務 7件	1 調定の時期が適切でないもの		
	(1) 行政財産目的外使用許可に係る使用料について、4月30日までに徴収すべきところ、5月以降に行っていた。	事務処理予定のスケジュール表を課の共有ファイル上に作成し、進捗状況を担当者が記入した後に、毎朝開催している始業前打合せのスケジュール確認時に、課員及び係長が事務処理に漏れがないことをチェックします。	諏訪地方事務所建築課
		調定の事務処理を適正に行うため、調定事務の処理を確認するリストを作成し、係長、担当者だけではなく、総務課職員全体で処理状況を確認し、職員相互による進捗管理を徹底させ、再発防止を図っています。	伊那保健福祉事務所
	(2) 行政財産目的外使用許可及び貸付けに係る使用料及び貸付料について、4月30日までに徴収すべきところ、6月以降に行っていた。	調定の事務処理に遅れが生じることのないように、年度当初に定例的に行われる調定事務のチェックリストを作成しました。 また、チェックリストを活用した複数の職員による進行管理を行い、遅滞なく事務を行うよう25年度から改善します。	看護大学
	(3) 自動販売機の行政財産貸付けに係る貸付料について、4月30日までに徴収すべきところ、5月以降に行っていた。 また、管理経費について、平成23年4月分及び8月分の電気料金11,916円の調定を年度末まで行っていなかった。	調定の事務処理に漏れが生じることがないよう、管理監督者及び総務課職員全員が業務の進捗状況を確認できる体制をつくり、遅延再発の防止に努めています。 具体的には、自動販売機の行政財産貸付に係る貸付料や管理経費の調定及び収入について処理確認用の一覧表を共有ファイルに作成し、各担当者が処理の経過を記録、係長及び係員が確認して進捗管理の徹底を図っています。	安曇野建設事務所

収入事務	2 その他収入に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>(1) 県単街路事業の地元負担金（当初額750,000円）徴収事務に当たり、平成23年10月7日の施行通知を受けて、直ちに該当市に対して地元負担金に係る承諾書の提出を求めるべきところ、これを怠り、年度末になってから該当市に提出を求めたため、平成23年度補正予算の市長専決により対応せざるを得ない状況を招いた。</p>	<p>施行通知書の見落としが原因であり、担当者、係長及び施工担当者と連携し確認事務を徹底しました。</p> <p>また、該当市町村との調整不足により、負担金の予算措置がされていなかったため遅延が生じたものであり、施行通知書が到達次第、該当市町村の事務担当者に速やかに連絡し、円滑な納入について調整を行いました。</p> <p>なお、当該事務においては、施行通知書に地元負担金が記載されている場合に徴収事務を行うものであるが、事務担当者、工事施工担当者及び市町村担当者との連携が不足しており、計画段階から事務担当を含めた情報の共有化を図り、市町村担当者と随時連携するなど、遺漏のない事務体制を構築する必要があり、地元負担金の徴収のあり方について建設政策課でも検討しています。</p>	松本建設事務所
	<p>(2) 河川占用料について、納期限までに納入されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発すべきところ（注1）、この期限を36日経過して行っており、さらに、督促状に指定する履行期限を発付の日から起算して10日を経過した日とすべきところ（注2）、17日を経過した日としていた。また、履行期限までに納入されなかったものにつき催告を行うべきところ、これを怠っていた。</p> <p>※注1、2の記載については、財務規則第247条及び第248条を根拠にしましたが、これについては河川法第74条の規定が優先します。</p>	<p>河川占用料の徴収事務については、河川法及び河川法施行細則で規定されていますが、督促状の発送時期や催告等の取扱いについては明確にされていませんでした。</p> <p>このため、会計局及び監査委員事務局と協議の上、「河川占用料徴収事務の適正化について（平成25年1月18日24河第317号河川課長通知）」が取りまとめられましたので、今後はこの通知に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	長野建設事務所

収入事務	(3) P T Aが実施している校外模試に係る行政財産一時使用許可について、管理経費(581円)を徴収していなかった。	事務調査後、速やかに徴収しました。 複数の職員によるチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めます。	松川高等学校
	(4) 講師に係る社会保険料の算出額を誤り、被保険者負担4名分6,858円(7月及び8月分)を多く徴収していた。また、講師1名分3,059円(7月分)は徴収不足となり、その分県費が過払となっていた。	講師に係る社会保険料について、平成24年6月6日に歳入歳出外現金から本人あて払出しを行い是正しました。 過払いになった金額については、平成24年度収入として調定し、平成24年8月27日収納を確認しました。 以降の処理においては、毎支払時に、支出命令書の内容と歳入歳出外現金集約状況一覧表及び該当調定決議書により金額を確認しています。	飯田高等学校
契約事務 10件	1 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 随意契約により実施した「精神科救急情報センター事業業務委託」(予定価格28,170,000円)について、長野県建設工事請負人等選定委員会(県委員会)の審議を経ていなかった。	長野県建設工事請負人等選定委員会要領の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう改善しました。 あわせて、同様の事例の再発防止のため、課内会議において問題点を共有し、適正な事務処理について周知徹底を図りました。 また、予算執行の適正化に関する部内研修会に職員を全員参加させ、適正な事務処理が行われるよう徹底しました。	健康長寿課
	(2) 随意契約により実施した「産業廃棄物収集運搬処理業務委託」(単価契約、年間委託予定額406,350円)について、長野県建設工事請負人等選定委員会(所委員会)の審議を経ていなかった。	長野県建設工事請負人等選定委員会要領の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう改善しました。 あわせて、同様の事例の再発防止のため、地方事務所の所課長会議において問題点を共有し、適正な事務処理について周知徹底を図りました。 また、東信会計センターが開催した研修に職員を参加させ、他の誤りやすい事例についても適正な事務処理が行われるよう徹底しました。	佐久地方事務所地域政策課

契約事務	<p>(3) 随意契約により実施した「社会資本整備総合交付金事業（国道406号長野市旧村山橋の鉄道施設撤去工事）」（予定価格65,760,000円）について、長野県建設工事請負人等選定委員会（所委員会）の審議を経ていなかった。</p>	<p>建設事務所請負人等選定委員会を通じた長野県建設工事請負人等選定委員会要領の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>また、再発防止を図るため、起工伺回議時における選定調書の添付確認など、チェック体制の強化を行いました。</p>	長野建設事務所
2 入札手続及び見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの			
	<p>「県単河川改修工事（上田市常磐城）」（当初設計額18,763,500円）については、標準的な工期として約150日間必要であり年度末の入札であることから、本来は、早期に繰越承認を得るか、債務負担行為を設定した上で、適切な工期を確保して発注すべきであったところ、入札公告で繰越手続中である旨を記載して、繰越しを前提としたような発注とし、当初工期を11日間で契約を締結していた。</p>	<p>平成24年度以降は、工事入札公告にあたっては、標準的な工期で入札公告を行うこととしています。ただし、標準的な工期が取れない場合は、早期の繰越承認申請を行うか、債務負担行為を設定し入札公告を行っています。</p>	上田建設事務所

契約事務	3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>(1) 「平成22年度社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備）（千曲市冠着橋）」の設計業務委託の入札において、入札参加資格業種要件として「建設コンサルタント（電気電子）」の資格を求めていたが、同資格を有しない落札候補者を適格として契約を締結していた。</p>	<p>開札直後に行う落札候補者決定のための入札参加資格の要件審査に当たっては、入札参加資格者データシステムに基づき入札参加資格適格者を検索した結果を必ず紙面印刷して資格照合を行うよう改め、また、検索結果は証拠書類として添付の上、所内決裁を受けるよう事務処理を改善しました。</p> <p>その後、落札候補者から提出される入札参加資格要件審査書類の審査に当たっても、入札契約事務担当者のほか、業務発注課の担当係長を加えた2名体制で審査を行い、所内決裁を受けるよう事務処理を改善し、不適格者との契約締結防止対策としました。</p> <p>なお、上記の事務処理の改善については、所内の事務処理規程を一部改正して明記し、所内会議において全職員が確認を行い、再発防止の周知徹底を図りました。</p>	千曲建設事務所
	<p>(2) 「県単道路防災工事（牧干俣線上高井郡高山村湯沢滝沢）」の契約保証金について、契約時には歳入歳出外現金として処理していたが、変更契約による増額分（現金13,387円）については、歳入歳出外現金として処理することなく、所内の金庫で33日間保管していた。</p>	<p>変更契約の決裁時に、契約保証金の納付が必要なものについては、必ず歳入歳出外現金受入決議書を併せて回議し、適切な事務処理を行うよう改善しました。</p>	須坂建設事務所

契約事務	<p>(3) 除雪業務委託に伴い除雪車等 を無償貸与する際には、委託契約 書において、「対人・対物とも無 制限」とする任意保険への加入を 義務付けているが、対物について 「無制限」ではなく、「10億円」 とする保険に加入しているもの が4件認められた。</p>	<p>平成24年度以降の除雪業務委託に 係る除雪車等は無償貸与する際に は、対物に係る任意保険加入の「無 制限」を徹底いたします。</p>	北信建設事 務所
	<p>(4) 廃薬品等収集運搬処理業務委 託契約（委託額614,250円）にお いて、見積合わせにより受託者 を1者に決定しながら、受託者 との収集・運搬及び処分の契約 （契約額600,600円）、一部廃薬 品の収集運搬については受託者 及び別の収集運搬業者との三者 による契約（契約額10,500円）、 当該一部廃薬品の処分について は別の処分業者との契約（契約 額3,150円）の3種類の契約を行 っていた。</p> <p>これに係る三者の契約及び処 分業者との契約を、見積書を徴 取せずに行っていた。</p> <p>また、収集運搬による三者の契 約に係る契約書には、廃棄物の処 理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137号。以下「廃棄物処 理法」という。）第12条第6項及 び同法施行規則（昭和46年厚生省 令第35号）第8条の4の2の規定 により、契約の相手ごとに支払う 料金を記載すべきところ、合算し た金額を記載していた。</p>	<p>産業廃棄物の処理委託において、 収集運搬及び処分に複数の業者が関 わる場合には、各業者から徴取する 見積書に区間ごとの収集運搬料金又 は処分料金を表示させ、それぞれの 契約書には支払う金額を記載するこ となど、これらに係る根拠法令等を 職員に周知するとともに、当該委託 契約書類に今回の指導事項、改善方 法及び関係法令を添付し、今後の適 正な事務処理について徹底しまし た。</p>	農業大学校

契約事務	<p>(5) 「平成22年度県単地すべり対策工事（大町市池の平（3）」（当初契約額10,185,000円）において、4倍を上回る大幅な変更契約（変更後契約額42,472,500円）を行っているが、増工分の工事について契約の変更で実施しなくてはならない状況であったとはいえ、分離発注するなどの検討を十分に行っていなかった。</p>	<p>変更契約を行うか別発注とするかの判断は、所請負人選定委員会に諮って十分に行うとともに、契約変更手続を含め適時・適切に行います。</p>	犀川砂防事務所
	<p>(6) 随意契約により実施した「家用電気工作物の保守管理点検業務委託」（契約額173,880円）において、2者へ見積書の提出を求めたところ、このうち1者が辞退したため、「2人以上の者から見積書を徴する」要件を満たさず、不調とすべきであったにもかかわらず、提出された見積書が予定価格に達していたことから採用決定し、契約を締結した。</p>	<p>財務規則に基づき、予定価格10万円以上の随意契約に付するときは2人以上から見積書を徴して、適正に契約事務を行うよう徹底しました。</p> <p>なお、北信会計センターに契約事務等について支援を依頼して指導を受け、適正な契約事務の徹底を図りました。</p>	長野養護学校
支出事務 17件	1 職員手当支給の返納又は追給を要するもの		
	<p>(1) 超過勤務手当（小学校、給食業務従事者）の支給に過払のあるものがあった。</p>	<p>過払となった手当については、当該校において戻入の手続を行い、平成24年7月2日に返納されました。</p> <p>また教育事務所では、小中学校長及び事務職員対象の諸会議において具体的事例を明示し、チェック体制の強化による再発防止を指導しました。</p>	南信教育事務所

支出事務	(2) 教育業務連絡指導手当（小学校）の支給に過払のあるものがあった。	<p>過払となった手当については、戻入手続きを行い、2名3日分300円が平成24年6月28日に返納されました。</p> <p>なお、小・中学校事務職員に対して、事務指導や説明会などの際に、適正な事務処理について、周知徹底を図っています。</p>	東信教育事務所
		<p>過払となった手当については、当該校において戻入の手続きを行い、平成24年7月4日に返納されました。</p> <p>また教育事務所では、小中学校長及び事務職員対象の諸会議において具体的事例を明示し、チェック体制の強化による再発防止を指導しました。</p>	南信教育事務所
	(3) 多学年学級担当手当（小学校）の支給に過払のあるものがあった。	<p>過払となった手当（1名1日分150円）については戻入の手続きを行い、平成24年10月19日に返納されました。</p> <p>なお、小・中学校事務職員に対して、学校訪問時の事務指導や事務研究会研修会議などの際に、適正な事務処理について周知徹底し、再発防止を指導しました。</p>	北信教育事務所
(4) 教員特殊業務手当（小学校、修学旅行等引率指導業務）の支給に過払のあるものがあった。	<p>過払となった手当については、当該校において戻入の手続きを行い、平成25年2月18日及び2月22日に返納されました。</p> <p>また教育事務所では、小中学校長及び事務職員対象の諸会議において具体的事例を明示し、チェック体制の強化による再発防止を指導しました。</p>	南信教育事務所	

支出事務	(5) 教員特殊業務手当(小・中学校、特別支援学級等指導業務)の支給に過払のあるものがあった。	<p>過払となった手当については、戻入手続を行い、2名3日分1,800円が平成24年6月25日及び6月27日に返納されました。</p> <p>なお、小・中学校事務職員に対して、事務指導や説明会などの際に、適正な事務処理について、周知徹底を図っています。</p>	東信教育事務所
		<p>過払となった手当については、当該校において戻入の手続を行い、平成24年7月2日に返納されました。</p> <p>また教育事務所では、小中学校長及び事務職員対象の諸会議において具体的事例を明示し、チェック体制の強化による再発防止を指導しました。</p>	南信教育事務所
		<p>過払となった手当については、当該校において戻入の手続を行い、平成24年6月26日に返納されました。</p> <p>教育事務所では、小・中学校事務職員に対して、事務指導や説明会などの際に、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、手当関係書類やインプット資料を持ち寄って給与事務勉強会を行いました。また、近隣の事務職員同士でチェックし合う体制を整え、再発防止に努めています。</p>	中信教育事務所
		<p>過払となった手当(1名1日分600円)については戻入の手続を行い、平成24年9月28日に返納されました。</p> <p>なお、小・中学校事務職員に対して、学校訪問時の事務指導や事務研究会研修会議などの際に、適正な事務処理について周知徹底し、再発防止を指導しました。</p>	北信教育事務所
	2 旅費の返納又は追給を要するもの		
	<p>松本市から弘前市への出張旅費について、JR利用で片道601km以上の往復同一経路であったが、乗車券の往復割引を適用しなかったため、2,400円が過払いとなっていました。</p>	<p>指導のあった過払分については、返納手続を行い、平成24年4月24日に納付を確認しました。</p> <p>今後は、制度の周知を図るとともに、割引適用の有無について、回議文書に必ず明示し、決裁権者がチェックすることで適切な支出がなされるよう、適正な予算執行に努めてまいります。</p>	松本県ヶ丘高等学校

支出事務	3 工事請負費の執行が適切でないもの		
	<p>(1) 「平成22年度復旧治山（通常）工事（木曾郡木祖村字うるし沢）」における法面掘削工事において、降雨により法面崩壊が発生した際、その後の工事の安全を図るための伸縮計設置など、必要な措置を講ずるよう受注者に対する指示を行っていなかった。その後、降雨によって再び法面が崩壊しており、重大な事故につながるおそれがあった。</p>	<p>本指導事項については次のとおり対応することとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「掘削作業における安全確保のための対応フロー」を作成し、それに基づき危険度により現場での対応を定めました。 ・上記フローで必要となる法面チェックシート等（注1）を作成しそれを用いて、法面の点検・危険度の判定及び対応を決定します。 <p>注1〔「安全管理レベルシート」 「法面目視観察シート」 「異常時対応シート」〕</p> <p>〔参考文献としては、社団法人全国地質調査業協会発行の「施工業者のための斜面崩壊による労働災害防止ガイドブック」を使用しました。〕</p>	木曾地方事務所林務課
	<p>(2) 「平成23年度県単治山工事（長野市信更町三水）」は、「平成22年度災害関連緊急治山工事（国庫補助事業）」の谷止工工事を進める中で必要となった作業ヤードとして、鉄板を150日間敷設し作業終了後に撤去を行う追加工事であり、本来なら、変更契約によるべきところ、補助事業予算が不足したため、谷止工の竣工間際になり、設計内容と異なる短い工期で、県単事業予算により別途工事として随意契約していた。</p>	<p>指導以降は、追加工事を県単事業予算を活用し合併施工で行う場合は、変更契約によることとしました。</p> <p>また、発注に際しては、随意契約の場合でも適正工期を確保することを徹底しました。</p>	長野地方事務所林務課

支出事務	4 支出科目が適切でないもの		
	(1) 修学旅行の下見のため沖縄県へ出張した教諭の出張先での移動手段として使用したレンタカー代金7,700円を「旅費（旅行雑費）」から支出していたが、「使用料及び賃借料」から支出すべきであった。	本指導事項については次のとおり対応することとしました。 ・「使用料及び賃借料」での支払いが考えられる出張がある場合は事務担当者に事前に連絡、打ち合わせのうえ、旅費システムには入力しないよう職員会議で周知し、適正な予算科目(使用料及び賃借料)から支出することとしました。	阿南高等学校
	(2) 一般廃棄物を広域連合の焼却施設に持ち込み処分した費用5,980円を「使用料及び賃借料」から支出していたが、「役務費」から支出すべきであった。	本指導事項については次のとおり対応することとしました。 ・支払書類は「ごみ処理施設使用料」となっているが、支払いの際は「ごみ処理費用」と読み替え、適正な予算科目(役務費)から支出することとしました。	阿南高等学校
	5 支出負担行為の時期が適切でないもの		
	電話機の増設工事（契約額45,150円）の支出負担行為を、契約日で整理していなかった。	指摘事項については契約日で整理しました。 また、従来から使用している支出負担決議書一覧に決裁(契約)年月日欄を付加し、決裁後ただちに支出負担行為を実施・記録し、出納員が確認する体制に改めました。	飯田食肉衛生検査所
	6 事前審査に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 水土総合強化推進事業補助金(4,414,000円)及び土地改良事業等補助金(当初額2,968,000円)について、出納機関による事前審査がなかった。	補助金事務の執行状況を確認するリストを作成し、管理監督者が事務・事業の進捗や執行状況を確認することにより、財務規則に基づく適正な事務処理が行われるよう努めてまいります。	農地整備課	

支出事務	(2) 一般競争入札により実施した「分譲団地樹木伐採事業委託業務」(予定価格1,376,000円)について、出納機関による事前審査がなかった。	財務規則では、建設工事に係る委託料は500万円以上の場合に、それ以外の委託料は100万円以上の場合に事前審査を要することが定められています。今回の伐採業務は100万円以上のため事前審査の必要がありましたが、建設工事に係るものと誤認したため、事前審査を受けなかったものです。 事前審査が必要となる案件について、改めて職員に周知し、適正な予算執行に努めてまいります。	住宅課
	(3) 随意契約により実施した「FCR3500システム等保守点検業務」(予定価格1,740,060円)及び「セントラルモニタ等保守点検業務」(予定価格1,102,500円)について、出納機関による事前審査がなかった。	契約事務の執行に当たっては、確認項目を設け、事務処理をチェックすることとし、財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう改善しました。	総合リハビリテーションセンター
7 給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの			
	(1) 随意契約により実施した「道路使用許可調査委託業務」(契約額11,571,000円)において、該当警察署では業務の完了確認をしていたが、警察本部で財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第152条の規定による検査調書を作成していなかった。	道路使用許可調査委託業務については、検査担当職員が定期異動により交替し、当該職員が検査調書の作成を失念したものであったため、改めて業務内容を確認し、検査調書を作成しました。 再発を防止するため、警察本部内の内部監査において複数職員による相互チェック等の指導を行いました。が、今後とも内部牽制機能を働かせ、警察署を含めた監査を厳格に行うとともに、各種会議において徹底するよう指示していきます。	警察本部

支出事務	<p>(2) 「産業廃棄物処理業務委託」(契約額78,760円)は、廃酸と廃アルカリの収集運搬及び処分を一括して一業者に委託するものであった。一方、処分終了後に返送された産業廃棄物管理票(マニフェスト)では、中間処理場までの一部区間について、委託業者とは別の業者が運搬した記載となっており、契約内容と相違していたが、その事実について確認していなかった。</p> <p>契約内容とマニフェストの記載が相違している場合には、速やかに運搬及び処分の実態を把握し、適切な措置を講ずることが、廃棄物処理法第12条の3第8項の規定によりマニフェスト交付者の義務とされているにもかかわらず、対応がなされていなかった。</p>	<p>指導を受けた警察本部鑑識課は、速やかに、契約業者から収集運搬の一部再委託申請の提出を受け、再委託先の業者と「産業廃棄物処理委託契約書」を締結し、契約どおり処理されるよう見直しを行いました。また、翌年度の契約においても、収集運搬の可能性がある業者と確実に契約書を締結する是正措置を図りました。</p> <p>更に、マニフェストと契約書を確実に点検するため、検査職員はもとより、複数の職員がチェックを行うなど体制を強化しました。</p>	鑑識課
8 その他支出に関する事務処理が適切でないもの			
	<p>平成22年度の清掃業務の委託料など14件、2,856,968円について、事務担当者の処理が遅延したため、平成23年1月から4月までの間の、それぞれの支払期限までに支払が行われていなかった。</p> <p>このため、遅延利息1,800円が生じ、その確定が5月となったため、平成23年度予算から支払われた。</p>	<p>委託料支払一覧表を作成し、毎月、委託業務ごとの支払確認を行うようにしました。</p> <p>また、職員間のチェックを徹底し、適正な事務処理に努めております。</p>	総合教育センター

補助金事務 1件	1 その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>緊急雇用創出事業補助金において、変更額が交付決定額の10%以上の減額であり、当該補助金交付要綱等で定める「軽微な変更」に該当していないにもかかわらず、変更交付の事務手続をせず、変更交付決定と額の確定を同時に行っていた。</p>	<p>指導事項を厳粛に受け止め、今後はこのような事態を招かないよう、体制を以下のとおり徹底しました。</p> <p>(1) 当該補助金交付要綱等に基づく適正な事務処理手続を係員で再確認しました。</p> <p>(2) ダブルチェックを行う体制を徹底しました。</p>	北安曇地方 事務所商工 観光建築課
財産管理 事務1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>裾花ダム管理事務所が管理する土地（行政財産）の一部を電気通信設備敷地として電気通信事業者を使用させるに当たり、行政財産目的外使用許可によるべきところ、普通財産貸付承認により行っていた。</p> <p>また、若里公園（都市公園）内の電柱等の工作物を占用させるに当たり、長野県都市公園条例（昭和41年長野県条例第23号）に基づく、都市公園使用許可によるべきところ、行政財産目的外使用許可により行い、使用料のみ都市公園使用料として調定・収入していた。</p>	<p>行政財産目的外使用許可申請書の提出を受け許可手続を行い、収入については行政財産使用料へ科目訂正処理を行いました。</p> <p>次回新年度以降も継続して占用が必要なものは、都市公園使用許可により行います。</p>	長野建設事 務所

平成24年度定期監査報告（企業特別会計）
 【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく処理状況の内容】

分類	指導事項	処理状況	課所名
財産管理 事務1件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	廃棄した有形固定資産（軽貨物自動車）について、帳簿価額及び減価償却累計額を減額する処理をしていなかった。	指導に基づき当該有形固定資産の除却を行い、併せて決算を修正しました。 今後は、固定資産の異動登録に当たって、内容の確認を徹底するよう改善し、再発防止に努めてまいります。	企業局水道事業

平成24年度定期監査報告（一般会計・特別会計）
【監査の結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	課所名
収入事務 1件	1 調定の時期が適切でないもの		
	<p style="text-align: center;">地元負担金の徴収時期について</p> <p>街路事業等に伴う地元負担金の徴収時期について、長野建設事務所での処理状況を確認したところ、該当する2市町の12事業全てについて、最終的に地元負担金の額が固まる2月上旬になって承諾書の提出を求め、年度末間近になり調定・収入をしていました。</p> <p>平成7年10月に策定された「土木部建設工事事務処理の手引き」では、原則として「工事の発注までに、その全額を調定・収入する」とされており、これにより難しいものにあつては、四半期ごとに出来高に応じて調定決議することが定められています。</p> <p>しかし、長野建設事務所の例では、事業の進捗等に合わせ地元負担金算定額が頻繁に変更されており、負担金額が確定してから調定・収入をしていました。</p> <p>このため、特定財源の確保の観点から、地元負担金に係る市町村との協議のあり方、承諾書の提出や調定・収入の時期についての徴収事務のあり方などの見直しについて検討してください。</p>	<p>市町村負担金の徴収事務の手続については、各現地機関において徴収事務が統一的に行うことができるように見直しを行い、事務処理方法を定め周知徹底してまいります。</p>	建設政策課

<p>支出事務 1件</p>	<p>1 その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの</p>		
	<p>住居手当の算定について</p> <p>小中学校給与費の住居手当認定書類に添付された建物賃貸借契約書の中に、共益費、区費、駐車場代、ケーブルテレビ視聴料等を家賃に含むと記載された事例が見受けられたことから、南信教育事務所に状況調査を依頼したところ、諏訪地区の33校で54件の同様の事例が確認されました。</p> <p>県費負担教職員の住居手当支給取扱要領では、共益費等の家賃の月額に含まないものとされている料金等がある場合は、共益費等を除いた家賃の月額について貸主の証明を求めていることになっていますが、貸主からは、「総額設定であり、区分できない」などの理由から、共益費等を除いた家賃の月額について証明が得られず、このため、貸主への確認経過を認定書類に付記するなどの方法により、契約書記載の家賃の月額をもって算定の基礎としている実態がわかりました。</p> <p>家賃の月額から控除すべき金額が算定できないため、直ちに過支給となるものではありませんが、共益費等の経費は家賃と区分して支払われている場合が一般的ですので、貸主の証明が得られないときの補充調査の方法など、より適正な支給が行われるよう運用について検討してください。</p>	<p>住居手当の算定の基礎となる家賃の月額に、本来家賃の月額に含まないものがある場合には、県費負担教職員の住居手当支給取扱要領に定めるとおりそれらのものを減額して算定しています。</p> <p>しかし、貸主の証明が得られずかつ駐車場の料金や共益費のように減額の仕方の定めがないものが含まれており、その金額が不可分の場合には、それらの金額は0円として取り扱います。</p> <p>貸主の証明が得られない場合であっても、区費等明らかに家賃の性格と異なる経費が含まれている場合には所属長が行う補充調査により適正な家賃を把握し、住居手当の算定の基礎とします。</p>	<p>義務教育課</p>

財産管理 事務 1 件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	<p>自動販売機に係る貸付けの予定価格の算定について</p> <p>県有施設における自動販売機の設置は、従来は行政財産目的外使用許可により行っていましたが、平成22年4月からは原則として公募方式による行政財産の貸付けにより行われています。</p> <p>ある現地機関において、設置されている自動販売機2台の貸付料予定価格は16,541円と19,188円でしたが、実際の貸付料はそれぞれ19,200円と640,500円で大きな差が生じていました。</p> <p>個々の販売機ごとに売上金額が異なることや、公募により決定されることから、貸付料に差が生じることは当然ですが、その差があまりにも極端であると思われます。</p> <p>このようなことが起こるのは、「自動販売機に係る行政財産貸付け事務取扱いについて」(平成21年12月10日付け21管第230号通知)において、貸付料予定価格算定の要素を、使用料の場合と同様に自動販売機が設置される建物の評価額と占有面積として、売上金額等他の条件が算定要素に取り入れられていないことなどが影響していると考えられます。</p> <p>なお、使用許可により行った場合の使用料算定額は、占有面積の小数点以下を切り上げることから、2台とも26,466円となり、1台については公募により決定された貸付料が低額となってしまいます。</p>	<p>貸付料予定価格の算定方法について、現状の貸付料を反映させる見直しと、使用料の算定と同様に占有面積の小数点以下を切り上げる見直しを行い、平成24年11月26日付で財産管理者あて通知しました。</p>	<p>財産活用課</p>

財産管理 事務	<p>また、財産活用課のまとめによると、平成24年3月の時点において公募した自動販売機貸付料の年額は1台当たり平均351千円となっており、使用許可の場合の平均11千円を大きく上回っています。</p> <p>これらの状況を勘案すると、現行の取扱いによる貸付料予定価格の算定方法には改善の余地があると言わざるを得ません。</p> <p>貸付けの更新期を迎える平成25年度に向けて、現状の貸付料や販売機ごとの売上金額などを反映させた適正な予定価格の算定がなされるよう検討してください。</p>		
------------	---	--	--

平成24年度定期監査報告
【監査結果に添えて提出した意見に対する方針】

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
総務部 健康福祉部 建設部 教育委員会	<p>1 不適切な事務処理の再発防止や事務処理ミス^{ミス}の未然防止への対応</p> <p>平成23年度においては、事務処理の懈怠^{けんたい}や不作為による不適切事務処理が発生し、県に対する信頼を損ないかねない事例も発生しています。また、契約や収入・支出の事務処理上のミスなど比較的単純なものも相変わらず発生している状況にあります。</p> <p>事務処理の懈怠^{けんたい}や不作為によるものの中には、職場において発見が遅れ長期間に及び不適切な状態となっていたものがあり、組織としての内部牽制機能^{けんせい}が低下していると言わざるを得ません。また、日常業務の中の比較的単純なミスであっても多方面に影響を及ぼす大きなリスクが潜むことを、全職員が改めて十分認識する必要があります。</p> <p>こうした不適正な事務処理の再発防止や事務処理ミス^{ミス}の未然防止のためには、その背景や原因を分析し、実態に即した業務改善を図り、情報共有すること、及びミスを事前にチェックし防止できる事務処理システムなどの仕組みを設けることが必要であると考えます。</p> <p>その具体的な観点として、事務処理ミス^{ミス}の原因分析や改善策を事例としてとりまとめ、周知することにより情報共有を図ること、パソコン等による支援システムやマニュアルなど支援ツールを整備すること、少人数職場における事務処理支援やチェック体制</p>	<p>従前より、服務規律の確保に関する通知の発出、職員相談員会議や主管課補佐会議の開催、各地方事務所における公務員倫理の研修の実施などにより、職員の法令遵守、公務員倫理意識の高揚を図ってきました。</p> <p>平成24年度定期監査報告を受けて、平成24年12月21日付け24人第346号、24会第69号総務部長、会計管理者通知「平成24年度監査委員定期監査報告への対応について」により、職場規律の確保、必要な手続の確実な実施、適期の事務執行、規則等の適切な運用に当たり、職員一人ひとりが特に注意すべき点を整理するとともに、所属の責任において未然防止に向けた取組の徹底を図るよう改めて通知したところです。</p> <p>各所属においては、複数の職員による相互チェック、「報告、連絡、相談」体制の構築などの取組を進めていきますが、不適正な事務処理事案に係る背景や原因分析を行い、関係機関と連携して実態に即した業務改善を図ってまいります。</p> <p>また、事務処理ミス^{ミス}の未然防止のため、新規採用職員だけでなく、管理監督の立場にある職員に対する研修の機会を活用し、公務員倫理をはじめとする職員の資質向上、コンプライアンス意識の徹底を図り、風通しのよい職場づくりを進めます。</p>	人事課

	<p>の整備充実を図ること、各機関に共通する事務は地域ごとに集約し集中処理すること、職員の能力・資質・コンプライアンス向上のための研修を充実させること、事務処理状況の可視化など内部牽制機能の向上を図ることなどが考えられますので、これらについても考慮の上、全庁を挙げて取組を進めてください。</p>	<p>不適切な事務処理の再発防止及び事務処理ミスの未然防止を徹底するため、健康福祉部として次のとおり対策を講じ、実施してまいります。</p> <p>(1) 職員の能力・資質向上のため、予算執行に関する研修(事例検証を含む。)を実施します。(平成24年は部内全職員対象に実施済、平成25年以降は異動職員対象に実施予定)</p> <p>(2) 職場内の牽制体制強化のため、補助事業ごとに作成した執行管理表をもとに、各係長及び主管課経理係が定期的(各補正予算編成前)に進捗状況を把握することにより、事務処理を可視化します。(平成24年5月から実施済)</p> <p>(3) 職員間の情報共有を徹底するため、各課係の事業について、必要な「報告、連絡、相談」を迅速に行うこと、事案によっては係長自ら関係者と調整することを部内会議を通じて徹底します。(平成24年4月から実施済)</p> <p>また、係単位の定期的なミーティング、課長と係長との業務打合せを密にすることにより職員間のコミュニケーション不足がないよう部内会議を通じて徹底します。(平成24年4月から実施済)</p> <p>(4) 係長が係員との面談を必要に応じて実施し、事務処理の進捗状況を確認することにより、大きな事故となる前の小さなミス等を把握し改善します。(平成24年7月から実施済)</p> <p>(5) 業務や事務処理体制の課題検討を行うため、部内に課題対応チームを設置し対応します。(平成24年4月から実施済)</p>	<p>健康福祉政策課</p>
--	--	---	----------------

		<p>不適切な事務処理や事務処理ミスの防止を徹底するため、関係規定の再確認を行うとともに、収入、支出事務の月間及び年間処理チェック表を共有ファイルで作成し、処理状況を係長以下複数の職員がチェックできるようにするなど、職員相互によるチェック体制を整えました。</p> <p>また、定期監査で指摘や指導を受けた事例に係る原因分析と改善策の検討結果を取りまとめ、本庁各課及び各現地機関に対して、平成25年1月24日付け24建政第289号建設部長通知「平成24年度定期監査指摘事項・指導事項の再発防止について」により通知を行い、部内において、不適切な事務処理が発生した原因及び再発防止策について認識の共有を図り、適正な事務処理の執行に努めるよう徹底しました。</p> <p>また、毎年開催する建設工事等の入札・契約事務研修会等において、各機関の事務・技術職員に対して、財務規則や事務処理要領等の関係法令の遵守を改めて徹底してまいります。</p>	建設政策課
		<p>不適切な事務処理の再発防止については、年度当初、局内各課に対し適正な予算執行について周知、徹底を図ってまいりました。</p> <p>また、具体的な事案については、その都度、対応策の検討、徹底を行うとともに、現地機関も含め再発防止を呼びかけてまいりました。</p> <p>今後の再発防止、未然防止については、特に各所属における複数の職員による相互チェック、「報告、連絡、相談」体制の構築などの取組のほか、不適正な事務処理事案に係る背景や原因分析を行い、関係機関と連携して実態に即した業務改善を図ってまいります。</p>	教育総務課

<p>企画部</p>	<p>1 事務事業評価の仕組みの見直し</p> <p>事務事業評価は、行政の基本的な活動である事務事業についての評価を行い、事業の見直しや改善、新しい事業を創出するために実施するとされ、その基礎資料として事務事業評価シートが用いられていますが、以下のような点につき改善が必要であると考えます。</p> <p>ア 作成単位が、細かな事業から複数の事業をまとめた大きなものまであり、統一性がない。</p> <p>イ 作成されたシートと、事業の企画や改善との連動が明確でない。</p> <p>ウ 主要施策を構成する事業以外のものは一覧表で整理されているが、改善のための情報が不足している。</p> <p>エ 他部局はもとより、同一部内・課内の事業であっても、関連する事業・業務との効率化・合理化につながりにくい。</p> <p>現在、予算編成から事業点検、評価まで一体的に使用できる新たな事務事業シートの検討が進められていますが、従前の課題を踏まえた十分な検証を行い、行政・財政改革の推進に資するものとなるようにしてください。</p>	<p>新たな総合5か年計画の開始に合わせて、従来の事務事業評価シートを次のとおり見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の改善等に資するものでもあることを明らかにするため、シートの名称を「事業改善シート」とします。 ・作成単位について、予算の事業単位に合わせるように統一します。 ・予算編成から点検まで共通のシートを使うこととし、事業見直し等にも活用することにより事業の企画や改善に役立てるものとします。 ・原則として予算の全事業について事業改善シートを作成します。 ・事業改善シートにおいては、総合5か年計画での位置付けを明確にし、予算編成時にできる限り数値化した成果目標を設定し、その達成状況を点検します。 	<p>政策評価課</p>
------------	--	---	--------------

<p>総務部</p>	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>県税の収入未済額において、個人県民税、自動車税、不動産取得税、法人事業税などで特に減少し、また税源移譲後において初めて収入未済額が60億円を下回るなど縮減努力が認められますが、引き続き縮減に努力してください。</p> <p>また、税源移譲後、平成20年度から平成23年度までの収入未済額の現年度分と滞納繰越分の内訳は以下のとおりであり、滞納繰越分の収入未済額は平成23年度において初めて前年度を下回りました。これは県税徴収対策室の設置、滞納整理の機能分担制の導入や個人県民税の直接徴収など徴収体制の見直し、年間を通じた差押えの実施、さらにインターネット公売など差押財産の換価方法の工夫が効果を上げた結果といえます。収入未済額を更に減少させるためには、収入未済額の7割以上を占める滞納繰越分の縮減を図ることが重要であり、新たな滞納繰越の発生を極力減少させるとともに、困難な事例への的確に対応するため、これまでの徴収体制や換価方法などを検証し、より一層効果を上げるよう努力してください。</p>	<p>県税の収入未済額の縮減に向け、徴収目標を設定し、年間を通じた差押処分強化やインターネットを利用した差押財産の公売と入札による期日公売を組み合わせ、より有利な換価を追求するなど、厳正・的確な滞納処分に取り組んでいます。</p> <p>収入未済額の約7割を占める個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収及び市町村と協働で行う併任徴収に取り組んでいます。</p> <p>また、平成21年度に開始した、個人住民税の特別徴収未実施事業者に対する特別徴収の実施について依頼を行うとともに、県の入札参加資格審査申請への個人住民税特別徴収実施を要件化とするため、審査担当課とともに取り組んでいます。</p> <p>このほか、市町村が差押財産を換価できるよう、県と市町村の合同公売会を開催し、個人県民税の収入未済額の縮減に取り組んでいます。</p>	<p>税務課</p>
------------	--	--	------------

<p>総務部</p>	<p>2 備品の現物照合と点検記録様式の整備</p> <p>財務規則第243条において「財産管理者は、毎年3月31日現在においてその所管に属する備品の数量について、備品集計表を作成しなければならない。」と定められています。このため、財産管理者は、備品現物と備品原簿の照合を定期的に行う必要があります。</p> <p>その際、数の突き合わせや備品表示票の確認はもちろんのこと、当該備品の状態や使用状況等を確認し、必要により修繕や処分などの事務処理を行う必要があります。</p> <p>しかしながら、現物照合に用いる様式等がないため、各財産管理者において確認している内容に統一性がなく、備品管理上適切といえない事例が散見されました。</p> <p>現物照合においては、少なくとも「備品の有無」、「使用状況」、「修繕の要否」などを確認し、「点検者の氏名」、「照合日」、「財産管理者の最終確認」などを記載し、記録に残すことが必要と考えられますので、これら点検項目や記録様式等について定め、統一的な取扱いがなされるよう検討してください。</p> <p>なお、「備品に準ずる物品」についても、同様の観点から検討してください。</p>	<p>物品の適切な管理については、例年年度末に財産管理者あて通知をしています。</p> <p>本年度の通知においては、備品の点検記録様式を整備し、現物照合の方法もあわせて、財産管理者に周知してまいります。</p> <p>また、「備品に準ずる物品」についても、同様に通知してまいります。</p>	<p>財産活用課</p>
------------	--	--	--------------

<p>健康福祉部</p>	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>看護職員修学資金貸付金において、引き続き貸付金返還金滞納者個々の状況把握を的確に行い、「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」による適切な債権管理・回収の手続を徹底して行うなど、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>「修学資金貸付金未収金回収マニュアル」に沿った督促等を行い、滞納整理を計画的に実施し、未収金の縮減に努めます。特に、長期滞納者に対しては分納指導等、きめ細やかな個別対応を行います。</p> <p>また、返還金の納入が計画どおりに行われない貸与者に対して個別指導を行い、新たな収入未済の発生防止に努めてまいります。</p>	<p>医療推進課</p>
	<p>2 収入未済額の解消</p> <p>社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、一部に縮減努力が認められますが、引き続き努力してください。</p>	<p>収入未済の縮減につきましては、債務者に対して督促状や履行催告書を送付し早期の納付を働きかけるとともに、滞納繰越分につきましても、電話による納入指導や個別訪問により徴収や納付計画書の提出指導を行い、引き続き縮減に努めてまいります。</p> <p>併せて、納付計画書の提出や分納により時効の中断を行うとともに、時効期間を経過したものについては、不納欠損処理を行い、適正な処理に努めてまいります。</p>	<p>障害者支援課</p>
	<p>3 収入未済額の解消</p> <p>児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>引き続き滞納者への電話、通知による納入指導や県庁職員による戸別訪問を行うとともに、事務取扱要領やマニュアルに基づき不納欠損や簡易裁判所による支払督促等を実施し、未収金の削減を図ります。</p> <p>また、口座振替を促進し、未収金の発生予防に努めます。</p> <p>なお、母子寡婦福祉資金貸付金については、収納率の向上に向け、一部の未収金回収業務を民間債権回収会社(サービサー)に委託することとし、その経費について平成25年度当初予算において要求しております。</p>	<p>こども・家庭課</p>

<p>健康福祉部</p>	<p>4 看護大学運営経費の節減努力</p> <p>看護学部教育課程において、臨地実習がカリキュラムに取り入れられており、松本、伊那、飯田地域にある病院や医療施設で実習を行っています。</p> <p>この送迎のため、大学が所有するバスと民間から借り上げたバスを併用し、その運行と車両管理に係る委託料として年間3,853,940円の支出をしていますが、実習生に対し負担を求めています。</p> <p>「長野県行政・財政改革方針」においても「受益者負担の観点から新たな費用負担について検討する。」とされていることから、利用者の費用負担について検討してください。</p> <p>また、10万円未満の物品購入について、ほとんどが1者のみの見積書徴取によっており、購入先が一部の者に偏る状況にありました。10万円未満の物品購入についても、できる限り2人以上の者から見積書を徴取して、競争性を持たせ、経費節減に努めてください。</p>	<p>本学は附属病院を持たないため、開学以来、学生全員が中南信の広い地域の医療施設で実習を行っています。公共交通機関の便が悪い立地条件のため、さまざまな面での学生負担を軽減するために、大学において送迎バスを配備し効率的に実習を運営してまいりました。</p> <p>今後は、今回の意見や他大学の状況調査の結果を踏まえ、利用者の費用負担について、授業料への反映も含め検討してまいります。</p> <p>10万円未満の物品購入については、2者以上の見積もりにより経費節減効果の期待できる案件において複数の見積書を徴取することにより、競争性を持たせ、経費節減に努めてまいります。</p>	<p>看護大学</p>
	<p>5 公衆衛生専門学校の施設改修等必要な環境整備の実施</p> <p>公衆衛生専門学校は、平成23年度に隣接している旧伊那保健センターの建物の寄付を伊那市から受け、校舎の延べ面積は従来の2倍以上に広がりましたが、現状では学習環境の充実に結びつくような活用が図られていないといえぬように思われます。</p> <p>平成23年度から施設設備の改修整備が逐次行われていますが、利便性のよい学習環境とするための改修、3階にある事務室の1階入口付近への移動及び受付の設置、外来者に対する配慮としての適切な各種誘導標示の設置など、学校としての体裁を整え、学習環境を充実するために必要な内外装の改修や修繕を早急に行い、学生にとって魅力的な学校づくりに取り組んでください。</p>	<p>3階にある事務室の1階への移動については、平成25年度において対応できるよう関係部署と協議をしています。誘導表示については、既に設置しましたが、事務室移転後には更にわかりやすい標示を工夫してまいります。</p> <p>また、平成24年度においては地域医療再生基金を活用して、介護実習室の整備や、トイレの一部洋式化など、譲渡を受けた建物部分の有効活用を図ったところです。</p> <p>今後も、学生の教育環境整備のため伊那市から譲渡を受けた部分の有効活用を含め魅力的な学校づくりに取り組んでまいります。</p>	<p>公衆衛生専門学校</p>

部局等	監査委員の意見	意見に対する方針	所管課所
健康福祉部	<p>6 食肉衛生検査所の庶務・会計等事務処理の支援</p> <p>平成16年に内部事務総合システムが導入されたことを受けて、県下4箇所にある食肉衛生検査所では事務職員の配置がなくなり、技術職員のみ職場となりました。</p> <p>日常的な庶務・会計等の事務は、技術職員が検査業務の合間に行っていますが、財産の評価や処分といったまれに発生するものなどに係る事務処理は、そもそもの制度や処理方法についてひとつおりの理解が必要で、技術職員の負担となっているため、組織・運営面からの検討が必要と考えます。</p> <p>上田食肉衛生検査所については、技術職員の他に兼務職員として上田保健福祉事務所の事務職員が配置されていますが、他の3所についても庶務・会計等の事務処理を支援する仕組みや体制などについて検討してください。</p>	<p>食肉衛生検査所の庶務・会計等の事務処理については、事務負担が軽減されるような業務の効率化の検討に加え、他の現地機関との協力・連携についても検討を進め、適正な事務処理の執行に努めてまいります。</p>	食品・生活衛生課

<p>商工労働部</p>	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>収入未済の9割以上を占める高度化資金貸付金の処理を優先的に進めており、平成19年度から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「調査・アドバイザー制度」を活用することにより、債権回収会社（サービサー）に延滞債権の調査を委託して、債務者の現況調査や担保物件の評価等の債権調査を実施しています。</p> <p>さらに、平成20年度からは、一層迅速・効率的に未収金の処理を進めるため、債権調査を実施した延滞債権について、県単独事業により、当該サービサーに債権回収を委託しています。</p> <p>1件当たりの滞納額が比較的少ない設備近代化資金貸付金については、職員による債権調査及び債権回収を進めています。</p> <p>平成23年度には、両資金あわせて4,073,000円を回収するとともに、債権調査及び債権回収の結果、回収が困難な延滞債権7貸付先181,465,266円について、県議会の議決を経て債権放棄を行いました。</p> <p>平成24年度には、一層の債権回収を図るため、不動産に設定した担保権の実行による競売の申立てを行ったところです。</p> <p>今後も、債権回収を促進するとともに、債権調査等の結果、回収が困難な延滞債権については、県議会の議決を経て債権放棄を行うなど収入未済の縮減に努めてまいります。</p>	<p>経営支援課</p>
--------------	---	---	--------------

<p>商工労働部</p>	<p>2 技術専門校の老朽施設や備品等の整理</p> <p>長野技術専門校の旧男子寮の解体、伊那技術専門校の既に廃止された溶接科・木工科で使用していた実習棟や機械器具等の整理については、早急に対応が必要と考えられます。</p> <p>「第9次長野県職業能力開発計画」では、今後の方向として「将来を見越した需給動向等を分析し、県全体の職業能力開発のあり方について検討します。」とされていますが、個々の技術専門校に対する具体的内容までは言及されていません。技術専門校の具体的将来ビジョンやいつまでに何を残し、何を整理するのかを定めた行動計画が必要と考えられます。</p> <p>県下に7校ある技術専門校のうち岡谷、飯田、伊那の3校については「工科短大機能あり方検討会」の中でより具体的な検討が進められると考えられますが、長野、松本、佐久、上松の4校についても同時並行的に具体的な検討が進められるべきです。</p> <p>「長野県行政・財政改革方針」においても、「県有施設のあり方の検討」について盛り込まれていることから、民間への機能移譲、指定管理者制度の導入、施設の統廃合等についてスピード感を持って検討を進め、施設の有効活用を図るとともに不用となる施設設備の整理を進めてください。</p>	<p>技術専門校、工科短期大学校が行う職業能力開発については、5年ごとに国の基本計画を受けて職業能力開発計画を策定することとなっております。</p> <p>平成23年10月に策定した「第9次長野県職業能力開発計画」に基づき、企業ニーズ、技能の動向を検証しつつ、過去の応募、入校、就職状況等について、具体的に指標等による検証を行い、実施体制等について見直しを行うこととしており、平成25年4月には、長野、松本、佐久の3校において訓練科等の見直しを行うこととしております。</p> <p>引き続き、訓練科等の見直しや指定管理者制度の導入について検討を進めるとともに、不用となる施設・設備の整理についても検討を進めてまいります。</p>	<p>人材育成課</p>
--------------	---	---	--------------

農政部	<p>1 収入未済額の解消 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>滞納者に対する電話や面談等による定期的な督促及び滞納者の実情に応じた分割納入等の指導を行い、引き続き償還を促していきます。また、長期未納の事案については、費用対効果を見極め、法的措置を検討するとともに、債務者や連帯保証人の状況により回収不能と判断される場合は、債権放棄、不納欠損処理を検討していきます。</p>	農村振興課
林務部	<p>1 収入未済額の解消 林業・木材産業改善貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力してください。</p>	<p>引き続き、地方事務所及び関係機関と連携して定期的な督促を行い、滞納整理に努めてまいります。</p>	信州の木振興課
建設部	<p>1 収入未済額の解消 県営住宅使用料において、現年・滞納繰越分ともに縮減努力が認められますが、収入未済の縮減に引き続き努力してください。 また、県営住宅明渡請求により契約解除された者の損害賠償金(契約解除後も引き続き入居していた期間の家賃相当額)において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>県営住宅使用料等の収入未済の縮減を図るため、家賃徴収の強化について地方事務所に通知し、管理代行者の住宅供給公社とも深く連携しながら、課長を筆頭に組織全体として計画的に取り組むよう徹底しています。 また、地方事務所や住宅供給公社に対し、家賃徴収の取組状況についてヒアリングを行うとともに、全県の監理員を対象とした県営住宅監理員会議を開催し、効果的な事例等について情報共有を図っております。 明渡訴訟は、通常、滞納月数が8月(収入超過者については4月)以上又は滞納金額が20万円以上の者のうち、誠意のない悪質な滞納者に対して提起しています。今後も引き続き、明渡訴訟の提起や強制執行の申立て等の法的措置を適正に講じて収入未済の縮減に努めてまいります。 また、納入誓約を履行しない退去済みの滞納者にかかる未納家賃の収納事務について、民間会社への委託を継続しています。なお、長期化している退去者の未収金については、引き続き、該当者の所在調査等を行い回収に努め、徴収不能と認められる場合は不納欠損処理を行ってまいります。</p>	住宅課

建設部	<p>2 中山間地にある県道の維持管理体制</p> <p>制</p> <p>県道の路肩や法面の草刈りなど維持管理の手法として、道路愛護や道路アダプトなどの制度が活用されていますが、これらの活動は地域のボランティアに支えられているのが実情です。</p> <p>しかし、人口が減少し高齢化が一層進む中で、特に中山間地においては、そうした活動の継続が困難になってきています。</p> <p>草刈りなど道路の維持管理を、地域住民の活動に委ねてしまう手法には限界があり、中山間地においては立ち行かなくなる状況が間近に迫っていると考えます。</p> <p>中山間地にある県道の維持管理について、従来の道路愛護や道路アダプトなどとともに、新たな委託事業を含む包括的な維持管理体制について早急に検討してください。</p>	<p>道路維持補修業務については、これまで直営作業で行ってきた業務の民間委託を進め、地域の業者による草刈り等の維持管理体制の充実を図ってまいります。</p> <p>また、長期的には各種道路施設の長寿命化修繕計画を策定し、道路維持補修費全体のコスト縮減、平準化を図り、効率的な維持管理予算の執行を進めるとともに、作業機械配備の充実を図ってまいります。</p> <p>さらに、可能な部分は職員自ら作業を行うなど、限られた財源の中で最大限の効果を出せるよう効率的な業務の進め方を検討してまいります。</p>	道路管理課
-----	--	--	-------

<p>教育委員会</p>	<p>1 収入未済額の解消</p> <p>高等学校等奨学金貸付金、高等学校等遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要します。</p>	<p>高等学校等奨学金貸付金などの返還に係る収入未済額の解消に向けては、文書や電話による催告のほか、戸別訪問を行って直接納入を求めるとともに、誠意が認められない事案については、簡易裁判所へ支払督促を申し立てるなど、厳正な対応に努めております。</p> <p>その一方、経済的な事情により奨学金の貸与を受けた者が、返済能力を伴わないまま償還時期に至っているケースも少なくないため、債権確保が困難な場合もあります。既に返済を完了し、又は、誠実に履行している奨学金借受者との公平性を保つ観点からも、引き続き厳正に、収入未済額の解消に当たってまいります。</p> <p>なお、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金につきましては、納入通知等を行う際に返還免除制度の周知を図って、債権自体の縮減を進めてまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
--------------	--	--	--------------

教育委員会	<p>2 「学校案内」、「学校要覧」、「学校ホームページ」の管理</p> <p>「学校案内」、「学校要覧」、「学校ホームページ」などに掲載されている情報の内容に、古いもの、誤りのあるものが依然として散見されました。</p> <p>こうした媒体により提供・公開する情報は、正確で時宜を得たものであることはもとより、「見やすさ」、「わかりやすさ」などにも配慮した適切なものとなるよう指導してください。</p> <p>また、ホームページについては、不特定多数の者のアクセスが可能であることから、特に留意することが求められます。「学校ホームページ」の管理を担当者のみに任せるのではなく組織として対応することや、掲載すべき項目、情報の維持管理の方法などを定めた、学校ごとの「ホームページ管理運営規程」の整備などが必要と考えられますので、その「ひな型」を作成し学校に提供するなど、適切な管理の方法について検討してください。</p>	<p>「学校案内」、「学校要覧」、「学校ホームページ」などを通じた情報発信については、現在、各高校がそれぞれの特色や経験を生かしながら、個別に取り組んでいます。</p> <p>これらの情報発信ツールには、学校の資料のみならず、校外へのPR媒体としての機能もありますので、掲載情報の正確性の確保が最優先事項であることは御指摘のとおりです。</p> <p>情報の正確性は、発信者の責任において確保されるべきと考えますので、各高校に対し、組織としての対応や適切な更新を促すなどの注意喚起を行ってまいります。</p> <p>また、情報発信項目等に係る画一的な規制を設けることは、各高校のこれまでの努力や個性を否定しかねないため、閲覧者の視点に立った「見やすさ」、「わかりやすさ」にも配慮した情報発信の在り方について、各高校ごとに検討・対応を進めるよう求めてまいります。</p>	高校教育課
		<p>学校案内等については、毎年度初めに各校に提出を求めているところですが、今後、こうした情報媒体により提供・公開される情報がより適切なものになるように、教頭会等を通じ、各校への指導を継続するとともに、学校ホームページの管理運営についても適切な管理方法を検討していきます。</p>	特別支援教育課

<p>教育委員会</p>	<p>3 小諸高等学校音楽科の「特色ある学科」としての魅力発信等</p> <p>小諸高等学校音楽科の定員は40名ですが、入学者数はこれを下回る状況が続いています。</p> <p>平成7年に同科が開設された当時と比べて、社会的・経済的環境が大きく変化し、生徒の進路選択に影響を与えていることが主因と考えられます。</p> <p>このような状況下にあっても、県下唯一の音楽科として精彩を放ち、存続し続けるためには、更なる工夫や努力が必要と考えます。例えば、音楽指導に当たる専任講師陣は国内外で実績のある多彩な人材に恵まれていますので、これら講師の出身大学と連携し、推薦入学の枠をより多く確保し、音楽を志す生徒に学校の魅力を提供することなどが考えられます。</p> <p>また、楽器類の管理等について、音楽科棟の空いている練習室などに何種類もの楽器が雑然と置かれている状況が見受けられました。これは、以前より管楽器、打楽器専攻の生徒が増加し、収納スペースが不足してきているためと思われます。保管等について、現施設の効率的な活用方法等について学校全体で取り組む余地が十分にあると思われます。なお、楽器類の維持、更新には多額の費用を要することから、計画的に予算を確保しつつ、進める必要があります。</p> <p>いずれにしても、平成7年に県下唯一の音楽科が開設されて以来17年を経た今、もう一度設立の意義など原点に立ち返って、現状打開に向けた取組を進めてください。</p>	<p>音楽科の定員割れ解消については、これまでも全県の中学校等に訪問し直接生徒及び教員に本校のPRをするなどして受検生の確保に努力してまいりましたが、これ以上に生徒の卒業後の進路を見据えた新たな魅力向上が必要であると考えています。</p> <p>このため、監査委員のご意見のとおり本校音楽科の専任講師陣等と連携するとともに、本校職員においても音楽大学等の訪問により指定校推薦の確保などを多く図るよう努力してまいります。</p> <p>また音楽を志す生徒のニーズに対応できるよう平成25年度からは電子オルガン専攻を導入することとしており、音楽科の更なる魅力向上について喫緊の課題として対応してまいります。</p> <p>また、楽器類の管理等につきましては、適切かつ効率的な管理ができるよう施設全体を点検していくとともに、楽器類の更新計画を作成し、必要な予算要求をしてまいります。</p>	<p>小諸高等学校</p>
		<p>入学者数が定員を下回っている現状の対策として御指摘のあった「大学推薦枠の確保」については、卒業後の進路を具体的にイメージできることによって学習に集中できる環境が整えられ、かつ、高校進学を目指す者にとっての魅力にもなると考えられますので、講師の出身大学との連携に努めてまいります。</p> <p>また、同じく御指摘のあった「国内外で実績のある多彩な専任講師陣」などの充実した音楽科の学習環境については、様々な機会を捉え、これまで以上に魅力としての発信を図ってまいります。</p> <p>なお、楽器類の管理に関する「計画的に予算を確保して維持・修繕する必要がある」旨の御指摘については、楽器類の状態や現場の高校が考える更新計画などを勘案し、音楽科の魅力を損なわない対応を検討してまいります。</p>	<p>高校教育課</p>

<p>警察本部</p>	<p>1 警察本部の建設工事等に係る成績 評価の実施</p> <p>警察本部においては、駐在所や交 番の新築等工事、交通信号機の改修 工事、これらに係る設計業務委託な どの数多くの契約が締結されていま す。</p> <p>知事部局、企業局、教育委員会に においては「長野県建設工事等検査要 綱」(平成15年4月1日会検第1号)、 「工事成績評定要領」(平成14年8月 1日適用)及び「委託業務等成績評 定要領」(平成14年11月18日適用)に より、500万円以上の建設工事や100 万円以上の建設工事に係る委託業務 について完了検査等を終了したとき には、その成績を評価しなければなら ない制度となっていますが、警察 本部では実施されていません。</p> <p>このため、警察本部においても成 績評価を行うことが、品質確保等に 必要なことと考えられますので、駐 在所等の建設工事など可能なところ から実施することを検討してくださ い。</p>	<p>平成25年度より駐在所等の建設工事 などについて、県建設部の技術支援を受 け、試行的に実施していきます。</p>	<p>会計課</p>
-------------	---	---	------------

<p>総務部 教育委員会</p>	<p>1 職員宿舎の共同利用の促進</p> <p>松川高等学校が管理する元大島職員宿舎は平成9年2月に建築された比較的新しい施設ですが、入居率は50%と低く、他の高校でも同様の状況が散見されました。</p> <p>職員宿舎の入居状況は以下の表のとおりで、入居率は若干上昇していますが、戸数にして2割から3割近くが未入居となっており、特に学校や単独現地機関で管理している宿舎の入居率が低い状況にあります。</p> <p>以前から各財産管理者の判断により、異なる任命権者間の相互利用が可能な取扱いとなっていますが、そうした利用が促進されている状況にはなっていません。</p> <p>職員宿舎に関し「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、「管理事務の集約化や宿舎情報の一元化を進める。」「任命権者ごとにそれぞれ管理している職員宿舎について共同利用計画を策定し、宿舎の有効利用を進める。」とされ、ワーキンググループによる検討が行われていますが、実際の運用が開始されるまでには、もうしばらく時間を要すると考えられます。</p> <p>当面の課題として共同利用を進めるためには、少なくとも各財産管理者が利用可能とする宿舎の情報が公開され、広く共有される必要がありますが、現時点ではそのような環境は整えられていません。</p> <p>情報ステーション長野の掲示板や内部事務総合システムなどに、所長宿舎なども含めた利用可能な施設について、任命権者ごとにまとめて情報を掲載しだれでも確認できるようにするなど、利用促進に向けて、ファシリティマネジメントの具体化までに、今できる取組について前向きに検討し、迅速に対応してください。</p>	<p>現在、県有財産ファシリティマネジメントプロジェクトチームに設置された職員宿舎ワーキンググループにおいて、職員宿舎の共同利用（有効活用）や管理戸数の最適化（総量縮小）等に向け各任命権者が一体となって検討及び取組を進めております。</p> <p>今後、共同利用に先立ち、利用可能な職員宿舎の情報を内部事務総合システムに掲載し、全ての職員が確認できるような情報発信を進めてまいります。</p>	<p>職員課 保健厚生課</p>
----------------------	--	--	----------------------

農政部 林務部 建設部	1 土砂災害防止法の指定区域に関する組織連携 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)」による土砂災害警戒区域等の指定は、県内でおおむね全体の6割程度まで進捗しており、建設部では指定後に対策施設を設置すると、土砂災害警戒区域等の指定の見直しを行っています。 上小地方事務所林務課施行の「復旧治山(火山地)事業(東御市本海野)」については、土砂災害警戒区域内の急傾斜地(保安林)崩壊対策工事であり、指定の見直し等の検討につながるものですが、工事完了後、建設事務所に情報が伝達されていませんでした。 建設部以外の関係部局で行った工事については、建設事務所にその内容が伝えられていないことが多く、指定の見直しがされていないため、部局等の連携を行う仕組みを検討してください。	「土砂災害防止法の指定区域」の関する部局間での情報共有については、指定区域内における地すべり防止施設等の設置に先立ち、建設事務所等関係機関への計画及び完成施設等の資料提供が確実に行われ、適切な情報共有ができるよう、現地機関に通知するとともに、毎年行われる担当者会議において徹底を図っていきます。	農地整備課
		「土砂災害防止法の指定区域」に関して、建設部と林務部の部局間における連携については、「『土砂災害警戒区域等』指定地において治山施設を計画する場合の留意事項について(平成24年10月1日付け24森推第415号林務部長通知)」により、治山事業の計画段階及び工事完成後に、現地機関(地方事務所林務課並びに建設事務所及び砂防事務所)で施設についての情報共有を図ることとしました。	森林づくり 推進課
		このことについては従来各地域の総合土砂災害対策推進連絡会において関係機関での情報共有を図ってきたところですが、今年度諏訪地区での同様の事業では、関係部局の連携が図られ土砂災害特別警戒区域の見直しを行っております。 今回、上小地区の事案が生じたことから、「治山施設等の工事完了による土砂災害特別警戒区域の見直しについて(平成24年10月15日付け24砂第114号砂防課長通知)」により、各建設・砂防事務所へ通知し情報共有の徹底を指導いたしました。 引き続き毎年開催している各地域の総合土砂災害対策推進連絡会で情報共有を図ります。	砂防課

<p>教育委員会 総務部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林務部</p>	<p>1 学校施設の改修等に係る安全対策上の再確認</p> <p>松本養護学校において体育館床の塗装面がはがれ、ささくれていることから、年度末に床の研磨と塗装を施す改修が行われていました。(工事費：2,436千円、工期：平成24年2月28日から3月30日)</p> <p>監査時にその状況を確認したところ、床表面はきれいに補修されていましたが、歩くと床がたわむ感じがしたので再度床下の調査を依頼しました。</p> <p>その結果、床下構造部に隙間ができていくことが判明し、安全面を考慮してその隙間を解消する修繕を追加して行うことになりました。</p> <p>当該校に限らず、学校施設においては、児童、生徒、学生たちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であるにもかかわらず、その老朽箇所等の改修に当たっては、当面の機能回復や補修といった対症的な対応に終始し、最も優先されるべき安全確保のための改築や改修の必要性をチェックする基本的な観点が見落とされがちであると思われます。</p> <p>学校施設の改修などに当たっては、応急措置として早急な対応が必要となる場合もありますが、様々な状況を想定し、児童・生徒等の安全確保の観点から、一步踏み込んだ検証を行い実施するよう努めてください。</p>	<p>修繕等の緊急性及び必要性を勘案し、優先順位を付けるなどして安全確保のための改築や改修を進めるよう努めます。</p>	教育総務課
		<p>高等学校における施設・設備の改修等に当たっては、御指摘の趣旨を踏まえ、生徒の安全確保を最優先した適時・適切な対応に努め、より快適な学習環境の整備を図ってまいります。</p>	高校教育課
		<p>修繕等を行う際は、学校の施設担当及び建設業者等立ち合いの下で現場確認をし、修繕内容の検討を行っておりますが、今回のご意見を踏まえ、より安全安心な学校づくりを行うため、必要箇所においては様々な想定を行いながら必要に応じ建築技師等とも相談し、適切な修繕に努めてまいります。</p>	特別支援教育課
		<p>学校施設の老朽箇所の改修等については、予算の範囲内で緊急性等を勘案しながら計画的な修繕を行っておりますが、学生等の安全確保の観点を第一に、改修等が適切に行われるよう努めてまいります。</p>	情報公開・私学課 県立大学設立準備室
		<p>学校施設や設備の多くは、老朽化により改修の必要性が生じています。各施設において、改修が必要な箇所について把握し、その状況・状態に応じて、優先順位を決めた上で、計画的に改修や修繕を実施してまいります。</p>	医療推進課

	<p>福祉大学の校舎は、平成7年に全面改築しており、直ちに改修する必要はありませんが、今後、各施設において、修繕等が生じる場合は安全面を考慮して実施してまいります。</p>	<p>地域福祉課</p>
	<p>工科短期大学校、技術専門校の施設改修に当たっては、利用者の安全確保の観点による改築や改修の必要性をチェックした上で、施設修繕等を実施してまいります。</p>	<p>人材育成課</p>
	<p>農業大学の施設・設備については、生徒の安全確保に支障が生じないように、要望及び緊急性等を勘案して適時・適切な改修に努めているところです。</p> <p>今後も、予算の範囲内で対応可能な補強方法と効果を検証し、生徒が安心して学習できる環境の整備・改善に努めてまいります。</p>	<p>農業技術課</p>
	<p>施設の改修等に当たっては、学生の安全確保の観点から十分に検証を行うよう努めてまいります。</p>	<p>信州の木振興課</p>

<p>教育委員会 総務部 会計局</p>	<p>1 保守点検等管理業務委託に係る契約方法等の改善</p> <p>高等学校等における自家用電気工作物や消防設備の保守点検業務委託契約において、落札率が100%となっている事例が散見されました。</p> <p>平成23年度定期監査報告の重点監査事項「庁舎等の管理に係る外部委託について」の基礎調査データからも、これらの業務委託においては、全体の契約件数に対する随意契約の割合が97%となっており、落札率が90%を超える契約の割合は、自家用電気工作物では8割以上、消防設備については6割以上となっています。</p> <p>高等学校等の現地機関においては、上記に掲げた業務も含めて同種の業務委託契約を各機関それぞれに行っていますが、同種の業務については地域ごとにまとめて一括契約とするなど集約化を図り、より競争性が担保される一般競争入札や公募型見積合わせの導入について検討してください。</p> <p>また、高等学校に限らず広く県機関において行われている保守点検等の管理業務委託に関し、業務別の積算方法、標準的仕様のあり方、業者選定や契約の方法等に関するガイドラインなどを定めて、業務の集約化や効率化を図られるよう検討してください。</p>	<p>御指摘のあった業務委託は、自家用電気工作物及び消防設備の保守点検に関し、法令に基づく事項及び機器を稼働するための最低限の項目を内容とするものですが、法令改正等がない限り、業務内容及び委託料の積算にも大きな変更がないため、徐々に予定価格と見積額との差が発生し難い状況になってしまったものです。</p> <p>これらの業務内容には、機器及び設備の故障など、緊急・突発的な事態への対応が含まれるため、業務対象地域を広げた一括契約方式では、応札者が、営業拠点を多く持っている業者に限定される可能性も無視できませんが、契約行為に当たっての競争性が担保される方策について検討してまいります。</p>	<p>高校教育課</p>
	<p>維持管理業務の積算方法及び仕様については、ファシリティマネジメントのワーキンググループで県庁及び合同庁舎における清掃業務等4業務の統一を平成24年度に図ったところです。</p> <p>他の保守点検等の維持管理業務についても、引き続き検討してまいります。</p>	<p>財産活用課</p>	
	<p>契約事務の集約化や効率化については、関係課で構成するワーキンググループを活用するなどして検討を行っており、警備業務や保守点検等管理業務に関しては、平成25年度から一部の地域、一部の部局において一括契約の試行を予定しています。</p> <p>今後も、この試行結果の検証を踏まえ、契約事務の集約化や効率化を行う業務の拡大について検討を行ってまいります。</p>	<p>会計課</p>	

平成24年度定期監査報告

【重点監査に係る監査委員の意見についての担当機関としての方針】

所管課所：財産活用課

監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	意見に対する方針
<p>1 使用目的の再検証</p> <p>使用料については、財産条例第13条において、「使用許可の相手方」及び「使用目的」により、減額又は免除ができるとされています。今回の監査で、使用許可の相手方(団体)の業務の形態を詳細に調査したところ、団体の事務事業に会員の親睦事業や共済事業など県の事務事業との関連性がない事業、物資の販売等の公益以外の事業も含んでいるものがあることがわかりました。</p> <p>また、県の事務事業との関連性に関しては、県から事務事業を受託していることを減免の理由としている場合が見受けられました。</p> <p>このような団体の使用許可については、減額又は免除できることに該当するのかを再検証し、許可そのものや減免の妥当性を見直す必要があると考えます。</p>	<p>許可基準を明確化するなどにより、適切な使用許可を行うとともに、受益者負担の適正化の観点から、減免の妥当性を見直しを行ってまいります。</p>

<p>2 「公共的団体」の範囲の明確化</p> <p>「取扱要領」第1の1の(2)のイにおいて、公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育協会、青少年育成会等の文化事業団体、又は町村会、土地改良連合会、土木振興会等の行政関連団体など公共的活動を営む団体」とされています。また、公益法人であってもすべて公共的団体に該当するとは限らないとされています。</p> <p>昨今、県とNPO法人との協働による事業が増加し、県とNPO法人の関わりも以前にも増して深くなってきています。また、公益法人制度改革による新制度移行の期限も平成25年11月に迫っていますので、「公共的団体」の範囲を見直し、明確にする必要があります。</p>	<p>公益法人制度改革等の状況も踏まえ、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第1の1の(2)のイにおける「公共的団体」の範囲の記述をより明確なものに見直し、財産管理者が容易に判断できるようにしてまいります。</p>
<p>3 公益を目的とする事業の判断基準の明確化</p> <p>「取扱要領」第1の1の(2)のウにおいて、「公益を目的とする事業」とは、「社会福祉、教育研究等の事業で、営利を目的とせず、社会一般の福祉に寄与する事業をいう。」とされています。しかしながら、この「公益を目的とする事業」とは必ずしも明確ではなく、財産管理者の判断によるところが大きく、拡大解釈も可能です。実際に、同種同様の事業内容にもかかわらず、財産管理者によって公益を目的とする事業のとらえ方や減免条項の適用において差異が見受けられました。</p> <p>公益性は、許可や減免の重要な判断要素になるものですので、公平性の点からも、財産管理者が判断に迷わずに適用できるレベルの細かい判断基準を設ける必要があります。</p> <p>また、減免が限定的なものと考えれば、公益社団・財団法人に限って、公益性を認めるという考え方もあるように思います。</p>	<p>行政財産目的外使用許可事務取扱要領第1の1の(2)のウにおいて、「公益を目的とする事業」の定義について見直しを検討してまいります。</p> <p>なお、公益社団・財団法人以外の団体においても、公益を目的とする事業を行っている場合があることなどから、使用料の減免については、より実情が反映できるよう制度設計を行ってまいります。</p>

4 事業実態に応じた減免割合の可変的な運用

事務室の使用許可の大部分が、「公共的団体その他の者において、県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合（減免基準3号）」により全額免除をしていますが、当該団体の許可事務室内で行われる事業の全てが、県の事務事業に直接関連のある事務、事業であるかの見極めが難しいため、ほとんどが10分の10の減免率を適用しています。

受益者負担の適正化という観点から、10分の10又は2分の1の減免率を一律に適用するのではなく、当該団体が行う事務事業の公益性や県の事務事業との関連性、県が受ける便益等を総合的に勘案することにより、事業内容等に応じた可変的（何段階にも分ける）な減免割合を適用するよう運用を見直す必要があります。

この場合も、基準があいまいであると財産管理者によって運用に差異が生じてしまいますので、財産管理者が判断に迷わずに適用できる基準を定めることが重要です。

使用許可申請に当たって、当該団体の性格及び事業内容などを詳細に審査した上で、使用料の減免割合を可変的に適用できるよう減免基準の見直しを検討してまいります。

5 「財務状況」の減免基準への反映

現行の減免基準の適用に当たっては、「許可団体の財務状況」は全く考慮されていません。このため、財務状況に余裕がある団体に対しても使用料を減免しています。しかし、使用料の減免は、許可団体に対する家賃補助や運営費補助の性格を持っているとも考えられます。

財務状況をどのように把握し、判断するのか、実際の運用にあたっては課題もありますが、団体の財務状況に着目する必要があると思われれます。

許可団体の財務状況を勘案した上で、使用料の減免割合へ反映できるよう減免基準の見直しを検討してまいります。

<p>6 「許可面積」による減免基準適用の見直し</p> <p>事務室の許可面積は、「取扱要領」第1の2の(2)では、1人につき3.3㎡を適当としています。しかし、これを超えているケースが許可件数の3分の1程度で見受けられました。</p> <p>使用許可の面積は、事務事業の内容(使用目的)を基に必要最小限であることが使用許可の前提条件です。しかし、この必要最小限をどのようにとらえるかは明確になっていません。特に、一室を単位として使用許可している場合には、職員数が減少したからといって直ちに縮小できないなどの物理的な問題もあります。</p> <p>ファシリティマネジメントでいうオフィススタンダードの検討に併せて、例えば、標準面積を超える部分については減免基準の見直しが必要であると考えます。</p>	<p>標準面積の妥当性も含め、許可面積による減免基準の見直しを検討してまいります。</p>
<p>7 業務形態の正確な実態把握と使用許可期間の延長</p> <p>事務室の使用許可は、一部例外を除き1年ごとに許可申請が必要となりますので、許可申請の多くが「更新」です。許可に当たっては、「申請書」と「関係課所の長の意見書」など書面のみで審査していますが、前年度と同じ内容の申請書や意見書により許可しているものも多く見受けられました。減免基準の運用を厳格に行うためには、当該団体の業務形態を正確に把握することが必要です。</p> <p>このため、現行の書類だけの審査だけではなく、申請団体からの聞き取り調査を行うなど、より実態を正確に把握できる審査方法を検討する必要があります。</p> <p>また、現行の1年以内の使用許可期間を延長し、申請・許可に係る事務の軽減を図ることも考えられますので、財務規則の改正等について検討してください。</p>	<p>使用許可申請に当たって、決算書類を添付させるなど、業務実態をより正確に把握できる審査方法に改めるよう検討してまいります。</p> <p>なお、1年を超えても許可の適否及び減免基準の適用に明らかに変更がないと見込まれる場合には、1年を超える使用許可期間とすることができるよう規定の見直しを検討してまいります。</p>

<p>8 自動販売機の貸付けに係る予定価格の見直し</p> <p>平成19年3月施行の地方自治法改正により、庁舎の床スペースや敷地等に余裕がある場合には、民間等への貸付けが可能となりました。</p> <p>本県でも、平成22年度から自動販売機の公募方式による貸付けを順次実施し、従来の使用料に比べて30倍を超える貸付料を得ています。検討事項において、貸付料予定価格の算定方法についての見直しを求めているところですが、平成25年度には、貸付けの最初の更新時期を迎えることから、この公募事務に間に合うよう早急に検討を進めてください。</p>	<p>貸付料予定価格の算定方法について、現状の貸付料を反映させる見直しを行い、平成24年11月26日付けで財産管理者あて通知しました。</p>
<p>9 余裕スペースの有効活用による貸付料の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の余裕スペースの貸付けとして、県庁舎においては、平成24年8月からエレベーターホールやエレベーター内の壁面の貸付けを始めていますが、この効果を検証し、県庁舎内の他の余裕スペースや県庁舎以外の県有施設への拡大を検討してください。 ・民間事業者等が庁舎の屋根等を利用して太陽光発電を行う場合においては、行政財産の貸付けによる方法が検討されていますが、貸付料についても明確なルール化を図る必要があると考えます。 	<p>エレベーターホールの壁面等の貸付けについて、必要な規定を整備し、県庁舎以外の県有施設への拡大を図ってまいります。</p> <p>庁舎の屋根や壁など行政財産の貸付けのルール化を検討してまいります。なお、太陽光発電を行う場合については、売電単価の変動も踏まえ、弾力的な貸付料の設定を検討してまいります。</p>

平成24年度定期監査報告

【工事監査に係る監査委員の意見についての担当機関としての方針】

所管課所：建設政策課

監査の結果に関する報告の工事監査に係る意見	意見に対する方針
<p>1 街路樹等の管理について</p> <p>街路樹の管理を含めた道路の維持補修については、平成20年9月に策定された「民間委託等の推進に関する取組方針」を受けて、職員による直営作業についての民間委託が進められており、平成25年度にはほぼ全域で移行される見込みです。今後、民間委託される中であっても、街路樹の生育状況を的確に把握し、見通し不良や通行障害などにならないよう必要な対応を継続実施していく必要があります。</p> <p>今回、建設事務所別に高木の植栽状況や管理状況を調査したところ、次のような改善すべき点がありましたので検討してください。</p> <p>ア 台帳類の整備について</p> <p>道路管理上重要な道路台帳や橋梁、トンネルなどの重要構造物台帳については、従前からその整備や更新が行われてきましたが、街路樹に関する台帳類の整備は、半数以上の建設事務所で行われていませんでした。今後、民間委託が進む中では、地域に不慣れな職員や新たに受託する業者でも、台帳類を基に現状の把握が速やかに行えるようにする必要があります。</p> <p>既に作成されている台帳類については、植栽の一覧表のみのもの、管内図に写真を貼付したもの、植栽区域ごとに状況を記載したものなど様々な形態のものがあります。県下全域で一定水準の管理レベルを確保するためには、まず、統一した様式の台帳類を整備しておく必要があります。</p> <p>なお、次のステップとして、状況確認のチェックリストの整備、管理手法の規格化・マニュアル化、管理計画の策定などにより、効率的・効果的な管理を推進していくことが重要と考えます。</p> <p>イ 植栽点検の充実について</p> <p>植栽状況の点検については、主として日常</p>	<p>ア 台帳類の整備について</p> <p>県管理道路における街路樹（高木）については、統一した様式による台帳を建設事務所ごとに整備し、街路樹の状況を把握するなど、効率的・効果的な管理に努めてまいります。</p> <p>イ 植栽点検の充実について</p> <p>道路パトロールの中で、街路樹の生育状況についても注視して点検を行い、その際異常が認められた場合や地域から情報が寄せられた場合には詳細な点検を行うなど、植栽点検の充実にも努めてまいります。</p> <p>ウ 植栽管理のあり方について</p> <p>道路パトロール時における点検に加え、草刈り等の定期作業時における点検や地域からの情報提供による点検により、街路樹の生育状況の把握に努め、安全で快適な道路環境の保全を図ってまいります。</p>

的に行われている道路パトロールと職員による随時の確認により行われていますが、道路パトロールについては、長い区間を車両で通行しながら道路施設を点検するため、高木の状況、交差道路からの見通し、害虫類の状況などの把握をきめ細かく行うことは難しく、地域住民などからの通報により危険箇所が判明する場合があります。

限られた職員体制の中で全ての状況把握は困難だと思いますが、状況によっては、街路樹が重大な事故の原因となるおそれがあるため、アに記載した台帳類を早急に作成し、効率的な点検を定期的に行うなど、植栽点検の充実に努めてください。

なお、今後、民間委託を実施するに当たり、点検業務をその中に含めて行うなどの効率化についても検討してください。

ウ 植栽管理のあり方について

今回の調査により、高木の植栽管理で地元の協力が得られているのは、全体の約1割にとどまっていることが明らかになりました。その理由としては、高木管理は落葉清掃などのほかは安全面、技術面から難しいことや、道路愛護団体の参加者の高齢化などが考えられます。

今後、高齢化が更に進む中で、従来のような形で地元協力を得るのは難しい面もあると考えられますので、これからは、既にあるボランティア制度「信州ロード観察隊」のような情報提供による形での協力など、より現実的、効果的な地域協働のあり方を検討することも一つの方法です。

いずれにしても、道路管理者として、台帳類の整備や定期点検などの管理体制を整えるとともに、現状の課題等をよく見極め、より安全で快適な道路環境の確保のため、効率的で効果的な植栽管理が行える方策を総合的に検討してください。